

一般社団法人 日本小児アレルギー学会

学術大会会長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会(以下、「本会」という。)定款第36条の規定に基づき、学術大会会長の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 学術大会会長は、選挙により1名選任する。

(選挙の時期)

第3条 この選挙は、当該学術大会開催の3年前の理事会で立候補届に基づき、立候補者2名または3名を確定し、定時代議員総会で選挙を実施する。ただし、定時代議員総会で選挙が困難な場合は、代議員による電子的記録で投票することができる。

(選挙権者)

第4条 この選挙の選挙権者は、代議員とする。

(被選挙権者)

第5条 この選挙の被選挙権者は現理事、理事経験者、理事候補者(直前の理事候補者選挙における当選者)及び現代議員、代議員経験者、代議員予定者(直前の代議員選挙における当選者)とし、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 本会の正会員歴がこの選挙が実施される年度の9月1日で10年以上あること
- (2) 理事経験者または理事長候補者または10年以上の代議員歴保有者であること
- (3) 本会の学術大会会長に就任した経歴がないこと
- (4) この選挙時の年度の3月31日に年齢62歳以下であること

(立候補)

第6条 この選挙に立候補しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日まで書留便によって理事会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届(氏名(押印)、年齢、性別、略歴、所属する主な施設名)
- (2) 本会の2名の理事からの推薦書(推薦者2名の氏名(押印)、所属する主な施設名)

(3) 学術大会開催に対する所信(200字程度)

(候補者の推薦)

第7条 立候補届出期間内に他薦される場合には理事2名によって第5条の資格を全て満たす者の中から記録の残る形で本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。この場合、推薦者は次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。

- (1) 候補者届(推薦者2名の氏名(押印)、所属する施設名、候補者の氏名、所属する主な施設名、前記施設の住所、生年月日)
- (2) 推薦理由(200字程度)
- (3) 学術大会開催に対する候補者の所信(200字程度)

(候補者としての適格性の審議)

第8条 第6条の立候補者もしくは第7条の候補者の適格性を所信表明、業績などを参考にあらかじめ理事会で審議する。

(理事会承認候補者の公示)

第9条 理事長は、第8条の審議に基づき、理事会承認候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(選挙方法)

第10条 理事会承認候補者は、第3条の定時代議員総会において、選挙に先立ち学術大会開催に対する所信を述べるものとする。推薦においては推薦理由を述べるものとし、基本的に3分以内に述べることができる。

2 投票は、同条の代議員総会に出席している代議員、委任状提出者かつ不在者投票の資格をもつ欠席者による単記無記名投票とする。

3 定時代議員総会で投票が困難な場合には、所信を代議員に電子公告し、電子的記録によって投票することができる。

(開票)

第11条 開票は、監事2名を立会人として代議員総会の所定の場所で事務局が行う。

2 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。

3 電子的記録における開票は監事2名を立会人として事務局が行う。

(当選者)

第 12 条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。ただし、有効投票数の過半数を得

票した者がいないときは、次項により決定する。

2 得票数の上位 2 名について再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。

なお得票数が同数の時は、代議員総会議長の抽選により決定する。

3 電子的記録における当選者は、投票数の過半数を獲得した者とする。

(当選者の公示)

第 13 条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに議長に提出し、議長は代議員総会及び理事会に報告しなければならない。

2 学術大会会長選出結果は代議員総会議事録に記載し、速やかに会員に公示する。

3 電子的記録における学術大会会長選出結果は、電子公告によって会員に公示する。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、学術大会会長の選任について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第 15 条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1 この規程は、本会成立の日から施行する。

2 第 5 条の理事経験及び代議員歴には、任意団体日本小児アレルギー学会でのものも含まれるものとする。